

議 事 録

※用語の定義

条例：寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

規則：寒川町指定管理者選定委員会規則

会議名	令和2年度 第2回寒川町指定管理者選定委員会会議													
開催日時	令和2年10月26日（月） 午後1時30分～午後2時50分													
開催場所	寒川町役場本庁舎2階 災害対策本部室													
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<p>《出席委員》</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>学識経験者 [条例第12条第3項第1号]</td> </tr> <tr> <td> 企業経営に識見を有する者 [規則第2条第1項第1号]</td> </tr> <tr> <td> 公認会計士</td> </tr> <tr> <td> 社会保険労務士</td> </tr> <tr> <td> 行政運営に識見を有する者 [規則第2条第1項第2号]</td> </tr> <tr> <td> 神奈川大学法学部教授</td> </tr> <tr> <td> 寒川町まちづくり推進会議の代表</td> </tr> <tr> <td>町職員 [条例第12条第3項第2号、規則第4条第2項]</td> </tr> <tr> <td> 畑村副町長（委員長）</td> </tr> <tr> <td> 深澤企画部長（副委員長）</td> </tr> <tr> <td> 野崎総務部長</td> </tr> </table> <p>《対象施設の職員》 長岡賢一（高齢介護課長）、佐野修（副主幹）</p> <p>《事務局職員》企画政策課 高橋陽一（課長）、山下道治（主査）、赤崎平（主任主事）、原明（主任主事）</p>			学識経験者 [条例第12条第3項第1号]	企業経営に識見を有する者 [規則第2条第1項第1号]	公認会計士	社会保険労務士	行政運営に識見を有する者 [規則第2条第1項第2号]	神奈川大学法学部教授	寒川町まちづくり推進会議の代表	町職員 [条例第12条第3項第2号、規則第4条第2項]	畑村副町長（委員長）	深澤企画部長（副委員長）	野崎総務部長
学識経験者 [条例第12条第3項第1号]														
企業経営に識見を有する者 [規則第2条第1項第1号]														
公認会計士														
社会保険労務士														
行政運営に識見を有する者 [規則第2条第1項第2号]														
神奈川大学法学部教授														
寒川町まちづくり推進会議の代表														
町職員 [条例第12条第3項第2号、規則第4条第2項]														
畑村副町長（委員長）														
深澤企画部長（副委員長）														
野崎総務部長														
議 題	(1) 寒川町ふれあいセンターの指定管理者候補者の選定に係る審査について (2) その他													
決定事項	条例第4条第2項の諮問に対する答申（委員会としての審査結果）の確定													
公開又は非公開の別	非公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	委員の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため [規則第7条]											
議事の経過	<p>○開会</p> <p>○議題</p> <p>(1) 寒川町ふれあいセンターの指定管理者候補者の選定に係る審査について</p> <p>(委員長) 議題の(1)「寒川町ふれあいセンターの指定管理者候補者の選定に係る審査について」ということで、当該施設の候補者選定に関する審査に入ります。当該施設につきましては、1団体のみの応募でありました。寒川町公の施設の</p>													

指定管理者選定に係る選定基準では、各委員の合計点が最も高かったものを指定管理者の候補者とするとしており、応募が1団体のみであった場合の規定を設けておりません。よって、規則の第10条である「この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。」という委任規定に基づきまして、どのように審査を行うのか、最初に事務局の提案を聞き、皆さまに異論が無いようであれば、事務局からの提案方法により審査を進めてまいりたいと思います。それでは、事務局は説明してください。

(事務局) それでは、審査方法につきまして、事務局の考えを説明させていただきます。まず、はじめに本日のプレゼンテーションの流れでございますが、これより応募団体に入室いただき、20分間のプレゼンを行いまして、その後、10分程度の質疑を行い、審査を行うという形をお願いしたいと思います。審査方法につきましては、「寒川町ふれあいセンター」の審査基準に基づき、お手元にお配りいたしております採点表を用いまして、5段階評価で採点を行うという方式をお願いしたいと思います。特に優れているものは5点、やや優れているものは4点、標準的であるものは3点、やや劣っているものは2点、劣っているものは1点とし評価をお願いします。審査項目は全部で21項目ありまして、合計得点は1人あたり150点満点になります。公募による募集、かつ複数団体から応募があれば、各応募団体の総合点により順位をつけ、最も得点が高い団体を候補者とするところですが、今回は1団体のみ応募しかなかったため、今回は総合得点にボーダーラインを設け、それを上回ることにより候補者として選定するという方式で審査をお願いできればと、事務局としましては考えてございます。委員7名の総合得点として、1,050点を満点とし、ボーダーラインとしては、各項目において、5段階評価の標準点である3点を獲得したとして計算した1人あたりの合計点90点に、委員7名を乗じた630点、この630点をボーダーラインとし、その点数を超えた場合には、候補者とする形をとらせていただければと考えてございます。なお、最後に訂正でございますが、今回の審査項目のうち、事前配布いたしました審査基準におきましては、最大3倍の倍率が設定されており、満点は165点とされておりましたが、本来設定可能な倍率としては最大2倍でございますことから、お手元にお配りしております採点表では、150点を満点としてございます。この段での訂正となり、誠に申し訳ございませんが、この点も併せまして事務局からの提案とさせていただきます。事務局からの提案は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

(委員長) ただいま事務局の説明に対し、何かご意見等ございますか。

(委員長) 特にご意見等がなければ、事務局の提案のとおりとしてよろしいでしょうか。

<委員同意>

(委員長) それでは、標準点である3点の総合得点をボーダーラインとする方法で審査を進めることといたします。

(委員長) 次に、プレゼンテーションに入る前に、審査にあたりまして、指定管理者選定にあたっての対象施設に関する町の考え方、方針、審査にあたってのポイント等について、説明を聞きたいと思います。本日は、対象施設の所管である高齢介護課長が出席しておりますので、説明をお願いします。

(長岡課長) 高齢介護課長の長岡と申します。「寒川町ふれあいセンター」の施設の概要と審査基準について説明させていただきます。

「寒川町ふれあいセンター」は、平成13年度社会福祉施設整備事業における介護予防拠点整備事業により、厚生労働省からの全額補助として2億5,047万2千円を受け建設されたもので、高齢者の社会参加、交流等を行うことにより、

高齢者の介護予防等の推進を図るための施設として平成 15 年 4 月 10 日に開所しました。この設置目的から、ふれあいセンターは高齢者福祉に特化した施設となっております。施設の管理につきましては、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、その当初から現在まで指定管理者は、公益社団法人、寒川町シルバー人材センターが行っております。施設の所在地は、寒川町小動 982 番地 2。敷地面積や構造、主な施設は募集要綱の第 2 項「施設の概要」のとおりです。この施設は、高齢者の介護予防事業等の推進を図るためのものであることから、講習室やパソコン室などでは、家庭でできる軽易な補修技能などの修得を目的とした講習会や高齢者パソコン教室、ガーデニング教室などが実施されているほか、高齢者が明るく健康で、自らの知識・技能を生かした活動や、地域交流を行う場として、活動団体などに会議室や調理実習室兼サロン室の貸し出し等も行ってあります。開館時間は月曜日から日曜日の、午前 9 時から午後 5 時までで、休館日は 12 月 29 日から 1 月 3 日までとなっております。来館利用者数は、昨年度はのべ 1 万 1,480 人、平成 30 年度はのべ 1 万 5,055 人でした。このようなことから、所管課といたしましては、町民の元気なシルバーライフを支援するといった観点を考慮した、運営管理を指定管理者には求めるものでございます。続きまして審査基準について触れさせていただきます。審査基準票をご覧ください。審査項目は大きく 7 項目に分かれております。その詳細項目の中で、重視したい項目については得点を 2 倍とする設定としております。審査項目の大きな 1 の (1) と (2) では、当センターの設置趣旨を確かに理解したうえでその具現を図ろうとしているか。次の (3) と大きな 3 の (2) 及び大きな 6 の 2 項目では、利用者あつての施設であることに重きを置いて運営しようとしているか。大きな 2 の (2) では、自らのノウハウを活かして施設運営に経営努力する姿勢が見えるか。大きな 3 の (1) では、当センターが高齢者福祉に特化した施設であることから、そのことに留意した人材が置かれるか。そして、大きな 7 の (1) では、町民のニーズをつかみ、町民のシルバーライフを支援する事業を創出しようとしているか、を重要なポイントとしてみていただければと考えております。なお、このたびの申請書類について 1 点ご説明させていただきます。応募者からの申請書類の中に、念書が A4 版 1 枚で添えられております。これは、応募者が申請時において、法人登記簿の理事等の氏名の変更を失念していたことが判明し、ただちに、その更新手続きを行っていることを表明したものです。所管課といたしましては、既に更新手続きを完了していることを証する書面を、提出させることで申請を受理いたしております。

以上で説明を終わります。

(委員長) ただいまの説明に関し、何かご質問等ありますか。

質問等なければ、応募団体に入室していただきます。

応募団体から提出された書類、また、当該書類に基づき行われたプレゼンテーションと質疑応答の内容については、団体の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、非公開とします。

<寒川町情報公開条例第 5 条第 2 号該当>

(委員長) それでは、会議を再開します。事務局から集計結果の報告をお願いします。

(事務局) それでは、「寒川町ふれあいセンター」の集計結果について報告させていただきます。「公益社団法人 寒川町シルバー人材センター」の総合得点は、691

	<p>点となり、ボーダーラインとしました 630 点を超過しております。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>(委員長) ただいま事務局から報告がありましたとおり、「寒川町ふれあいセンター」につきましては、総合得点が 691 点で、ボーダーラインとした点数を超過しておりますので、本委員会といたしましては、「公益社団法人 寒川町シルバー人材センター」を「寒川町ふれあいセンター」の指定管理者候補者とする旨を審査結果といたします。よろしいでしょうか。</p> <p><委員同意></p> <p>(委員長) 審査につきましては、これで終了いたします。</p> <p>(2) その他</p> <p>(委員長) 本日の議事につきましては、以上となりますが、委員の皆さんから何かございますか。</p> <p>事務局から何かあればお願いします。</p> <p>(事務局) 事務局より、2 点ご報告させていただきます。</p> <p>まず、1 点目でございますが、本日審査をしていただきました、「寒川町ふれあいセンター」の指定管理者の指定に関する今後のスケジュールについて、でございます。本日、「寒川町シルバー人材センター」を「寒川町ふれあいセンター」の指定管理者候補者とする旨の審査結果を頂きましたので、この結果を町長宛に答申させていただきます。その後、12 月議会に議案として上程いたしまして、その議決をもって、指定管理者として指定する予定でございます。議会において指定の議決を頂きましたら、令和 3 年 4 月より、管理業務をスタートさせるというスケジュールでございます。指定管理者制度導入施設につきましては、毎年度 9 月にモニタリング、年明けの 2 月に総括評価を実施することで、公の施設の適正な指定管理業務の執行を担保してまいります。</p> <p>次に、2 点目でございますが、次回の本委員会の日程について、でございます。次回の本委員会につきましては、事前にご案内いたしておりますとおり、10 月 30 日（金）に第 3 回の委員会を開催予定でございます。内容としましては、寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわ、田端スポーツ公園、それと、新規施設となる寒川町営プールの 3 施設について、本日と同様に指定管理者候補者の選定を行っていただく予定でございます。時間につきましては、午前 10 時より開始いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局からは、以上でございます。</p> <p>○閉会</p>
<p>配付資料</p>	<p>資料：応募団体の申請書類（非公開）</p>
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>委員長 畑村 正樹 （令和 2 年 10 月 26 日確定）</p>